

金沢住まいの

ススメ



KANAZAWA
SUMAI no
SUSUME

住宅支援制度

(平成23年度版)

まちなかで住宅を 新築・購入・改修する場合

- まちなかで住宅を新築・購入する場合
 - まちなか住宅建築奨励金 1
- まちなかの中古分譲マンションを購入して改修する場合
 - まちなか中古分譲マンション改修費補助 3
- まちなかでマンションを購入する場合
 - まちなかマンション購入奨励金 3
- まちなかの空家を購入して内部改修する場合
 - まちなか空家活用促進補助金 4
- まちなかで共同建替をする場合
 - まちなか住まい共同計画作成支援費 4
- まちなかの空地・空家・空住戸の情報が知りたい場合
 - 金沢まちなか住宅再生バンク 5
- まちなかの空地を活用する場合
 - まちなか低未利用地活用促進費補助 6
 - まちなか空地活用促進奨励金 6
 - まちなか住宅団地整備費補助 6
- まちなか区域図 7

郊外で住宅を新築・購入する場合

- いい街金沢住まいづくり奨励金 8

その他の住宅支援制度

- 【地元産材の活用】 12
 - 木の家づくり奨励事業
 - いしかわの木が見える家づくり推進事業
 - 県産材活用住宅等促進支援事業
- 【耐震化の促進】 12
 - 既存建築物耐震改修工事費等補助
 - リフォーム融資(耐震改修工事)
- 【金沢町家等の保存・活用】 13
 - 町家再生活用事業
 - 伝統的建造物の耐震診断・設計補助
 - こまちなみ保存修景事業
- 【高齢者等に対する支援】 13
 - 要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成
 - 介護保険による住宅改修費の支給
 - 高齢者向け返済特例制度を利用したバリアフリーリフォーム融資
- 【省エネルギー対策】 14
 - 住宅用太陽光発電システム設置費補助
 - 木質バイオマスストーブ設置費補助
 - 住宅用高効率エネルギー設備設置費補助
 - 生ごみ処理機器購入費補助
 - 屋上等緑化助成制度
 - ガス設備資金貸付事業
- 【その他】 14
 - 危険ブロック摒除却補助
 - 既存建築物露出アスベスト分析調査費補助
 - まちなみの修景に関する補助
 - がけ地防災工事費等補助



● まちなかで住宅を新築・購入する場合

まちなか区域で良好な住環境を整備し、定住を促進するため、住宅建築等に支援します。

まちなか住宅建築奨励金



まちなか住宅建築奨励金交付対象区域（7ページ参照）において自己が居住する戸建て住宅を、住宅ローンにて、新築又は購入する場合に助成します。

●奨励金の内容

区分	助成率	限度額	条件	
基本部分	一般住宅	200万円	<ul style="list-style-type: none"> ・他方の世帯と構造上独立し、かつ各世帯が自己の専用部分だけで生活できるもの ・区分所有を行わないこと 	
	二世帯住宅	300万円		
加算部分	駐車場等活用	借入金の1.5%	30万円	3年以上更地の土地を購入した場合
	45歳未満	借入金の2.5%	50万円	申請者の年齢が45歳未満（申請年度の4月1日現在）
	多子世帯	借入金の1.0%	20万円	18歳未満の子ども3人以上と同居する世帯（申請年度の4月1日現在）
	UJIターン世帯（P2参照）	借入金の1.0%	20万円	<ul style="list-style-type: none"> ①金沢市内に勤務し、又は勤務する予定である者 ②金沢市内に移住して3年を経過しない者、又は移住する予定である者 ③金沢市内に移住する前に、市外に3年以上居住していた者
※ただし、加算部分の合計額の限度額は100万円とする				

※土地の取得費は除きます。

※共有の場合、限度額は持分に応じて按分した金額となります。

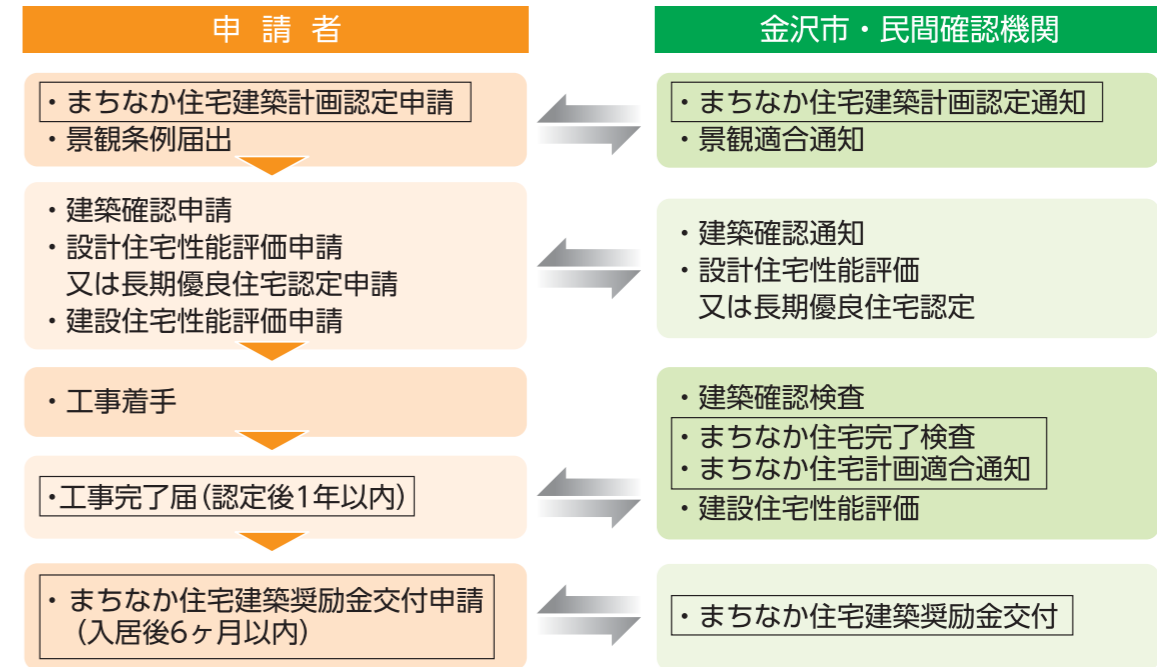
内容

基準（条件）

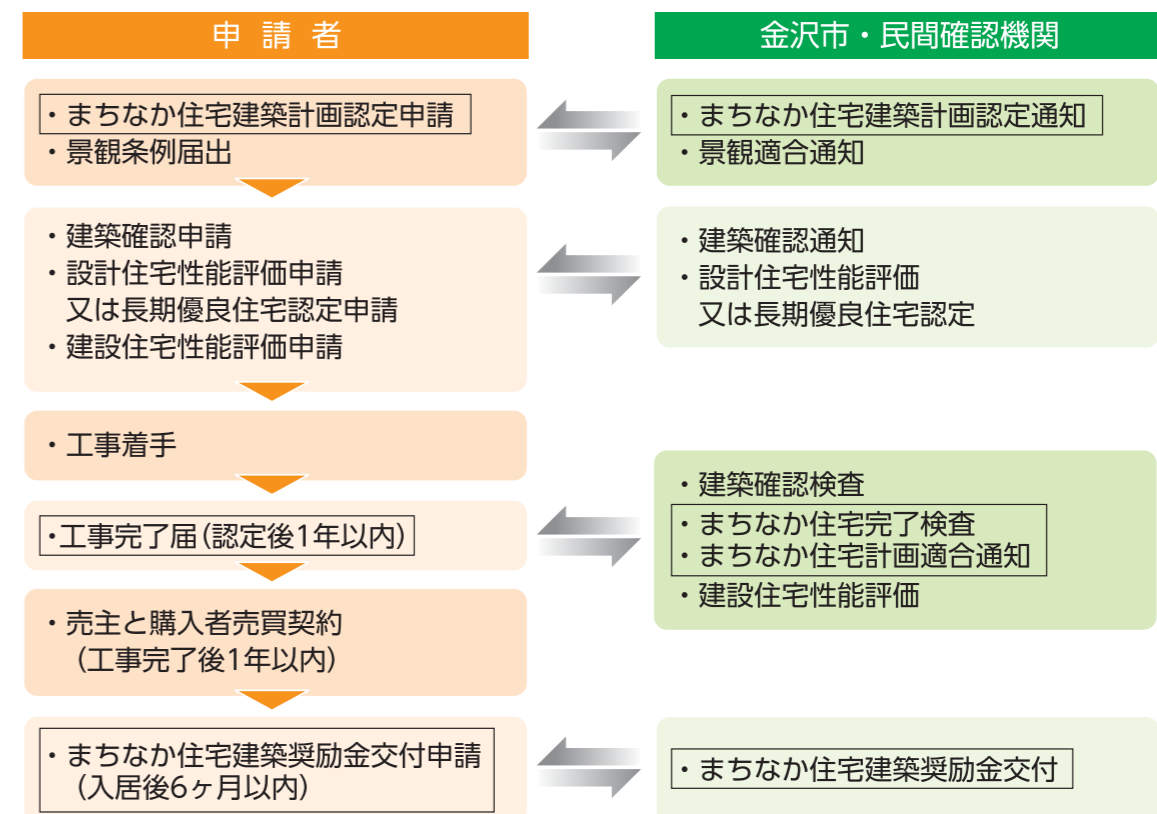
- ①自己居住用の新築、新築住宅の購入（返済期間が10年以上の借入金があること）であること
- ②家屋の床面積が75㎡以上240㎡以下であること
- ③床面積の2分の1以上が自己の居住用に使用されること
- ④瓦を用い、軒の出のある勾配屋根とすること
- ⑤外壁及び開口部には、できる限り伝統的な意匠、素材が用いられること
- ⑥塗壁かつ4畳半以上の畳敷きとした和室を設けること
- ⑦敷地を緑化すること（緑被率30%以上）※8ページ参照
- ⑧景観条例に基づく景観形成基準に適合していること
- ⑨住宅の品質確保の促進等に関する法律による住宅性能評価書の交付、又は長期優良住宅の認定通知書の交付を受けること
- ⑩住宅性能評価書の交付を受ける場合は、評価項目のうち「高齢者等への配慮」は等級2とすること
- ⑪長期優良住宅の認定通知書の交付を受ける場合は、階段、便所、浴室、及び玄関に手すりを設置すること
- ⑫建築確認申請書の提出前に、計画の認定を受けること

注）購入する場合は、建売業者等が一連の手続きを経ている必要があります。
近代的都市景観創出区域は対象区域から除きます。

まちなか住宅建築奨励金（新築住宅の場合）手続きについて



まちなか住宅建築奨励金（建売の場合）手続きについて



（注）建築確認申請の前に、奨励金認定申請をし、認定通知を受けてください。

●UJIターンとは、次の用語のそれぞれの頭文字をとったものです。

Uターン…出身地から就職などのため大都市等に転出した後に、再び出身地に戻ることを。

Jターン…出身地から就職などのため大都市等に転出した後に、出身地に近い地域などに移住すること。

Iターン…就職などのため出身地以外の地域に移住すること。

※UJIターン世帯の加算制度については、対象となる場合の条件を確認してください。

● まちなかの中古分譲マンションを購入して改修する場合

まちなか中古分譲マンション改修費補助【平成23年6月より開始予定】

昭和56年6月1日以降に建築された中古分譲マンションを購入し自ら定住する方に対して住戸内部の改修工事費を助成します。
 [対象区域] まちなか区域
 [対象] 住戸専有面積が50㎡以上
 [助成内容]

区分	助成率	限度額	条件
基本部分	内部改修費の1/2	25万円	
加算部分	UJターン世帯(P2参照)	内部改修費の1/2	20万円
①金沢市内に勤務し、又は勤務する予定である者 ②金沢市内に移住して3年を経過しない者、又は移住する予定である者 ③金沢市内に移住する前に、市外に3年以上居住していた者			

基準(条件)
 ①金沢まちなか住宅再生バンクに掲載した空住戸であること
 ②売買契約後自己所有とし、居住すること
 ③昭和56年6月1日以降に建築された耐震性を有する分譲マンションであること
 注) 工事着手前に交付申請を行ってください。



● まちなかでマンションを購入する場合

まちなかマンション購入奨励金

自己が居住する、あらかじめ認定を受けた新築分譲マンションを住宅ローンにて購入する場合に助成します。
 [対象区域] まちなか区域
 [対象] あらかじめ認定を受けた新築分譲マンション
 [助成内容]

区分	助成率	限度額	条件
基本部分	借入金の5.0%	100万円	
加算部分	UJターン世帯(P2参照)	借入金の1.0%	20万円
①金沢市内に勤務し、又は勤務する予定である者 ②金沢市内に移住して3年を経過しない者、又は移住する予定である者 ③金沢市内に移住する前に、市外に3年以上居住していた者			

※ 共有の場合、限度額は持分にに応じて按分した金額となります。

基準(条件)
 [マンションについて]
 ①区分所有される長屋建て又は共同建てのマンション(分譲住宅)であって1棟に2戸以上の住戸を有するもの
 ②住戸専有面積が55㎡以上
 ③景観条例に基づく景観形成基準に適合していること
 ④敷地を緑化すること(緑被率15%以上)※8ページ参照
 ⑤同一敷地内に戸数分の駐車施設を設置すること
 ⑥住宅の品質確保の促進等に関する法律による住宅性能評価書の交付、又は長期優良住宅の認定通知書の交付を受けること
 ⑦住宅性能評価書の交付を受ける場合は、評価項目のうち「高齢者等への配慮」は等級2とすること
 ⑧集合住宅コミュニティ条例に基づくあんしんコミュニティ集合住宅の認証を受けること(15戸以上の場合)
 [借入金について]
 自己居住用の新築マンションの購入にあたり、返済期間が10年以上の借入金があること

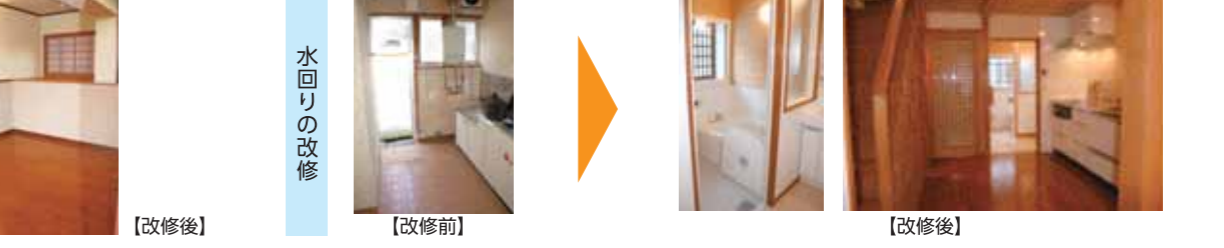
● まちなかの空家を購入して内部改修する場合

まちなか空家活用促進補助金

昭和26年以降に建築された空家を購入し、自ら定住する方に対して内部改修工事費を助成します。
 [対象区域] まちなか区域
 [対象] 専用住宅及び併用住宅(居住部分が1/2以上)
 [助成内容]

区分	助成率	限度額	条件
基本部分	内部改修費の1/2	50万円	
加算部分	UJターン世帯(P2参照)	内部改修費の1/2	20万円
①金沢市内に勤務し、又は勤務する予定である者 ②金沢市内に移住して3年を経過しない者、又は移住する予定である者 ③金沢市内に移住する前に、市外に3年以上居住していた者			

基準(条件)
 ①金沢まちなか住宅再生バンクに掲載した空家であること
 ②売買契約後、自己所有とし居住すること
 ③昭和56年5月31日以前に建築された建物は、耐震診断、耐震設計、耐震改修を行うこと(金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度に準じた助成…12ページ参照)
 注) 工事着手前に交付申請を行ってください。



● まちなかで共同建替をする場合

まちなか住まい共同計画作成支援費

隣り合った宅地を合わせての住宅共同建替や、コーポラティブハウスの建築計画に支援します。
 ①実施設計費の1/2(限度額100万円)を補助
 ②計画アドバイザーの派遣

基準(条件)
 共同して2以上の住宅を建築する計画の作成

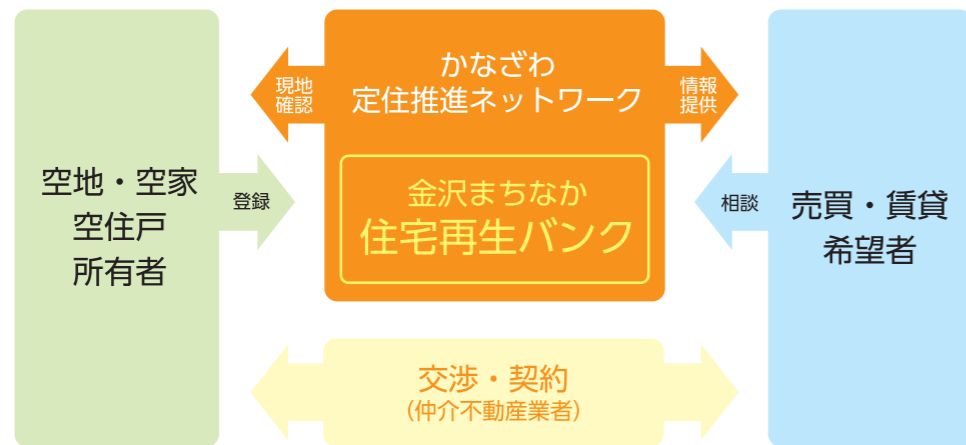
注) いずれの制度も、工事着手前にあらかじめ認定申請をし、認定通知を受けてください。

※まちなか共同住宅建設費補助制度は平成23年3月末をもって廃止となりました。

● まちなかの空地・空家・空住戸の情報が知りたい場合

『金沢まちなか住宅再生バンク』は、まちなかの空地・空家・空住戸の流通促進を図るための情報提供サイトです。

金沢まちなか住宅再生バンクイメージ



金沢まちなか住宅再生バンク掲載対象物件

【H23.6月スタート予定】

	① 空地	② 空家	③ 空住戸 (中古共同住宅)	④ 町家
対象区域	まちなか区域	まちなか区域	まちなか区域	市内全域
対象物件	500㎡未満	昭和26年以降建築	昭和56年6月1日以降建築耐震性を有するもの住戸面積50㎡以上	昭和25年以前建築
対象行為	売買・賃貸	売買・賃貸	売買・賃貸	売買・賃貸
補助金制度	売買物件はまちなか空地活用促進奨励金	売買物件はまちなか空家活用促進補助金	売買物件はまちなか中古分譲マンション改修費補助	町家再生活用事業

金沢まちなか住宅再生バンクはこちらから!!

ホームページ www.kanazawa-sumai.net/saisei/

● まちなかの空地を活用する場合

まちなかにおける住宅地整備にかかる公共施設整備費等に対して助成することにより、良好な住宅地の供給を促進します。

まちなか低未利用地活用促進費補助

内容	狭あいな道路に接する500㎡未満の住宅地整備に助成します。 (対象区域) まちなか区域のうち、特別消防対策区域、地区計画区域、まちづくり協定区域、災害危険度判定調査による重点整備地区 (助成内容) ・道路用地費……………補助率10/10 (隅切り部のみ) ・道路工事費……………補助率10/10 ・老朽建築物の除却費…補助率1/2	基準(条件) ①全区画にまちなか住宅建築奨励金の基準に適合した住宅を建築すること (補助金は全区画に住宅が建築された後に交付します) ②道路後退にかかる拡幅用地は市に寄付 ③2区画以上整備するもので1区画の敷地面積は135㎡以上、但し1区画のみ100㎡を下限に135㎡未満とすることができる ④歴史的価値がある建築物の除却を含む計画は対象外
	★「まちなか低未利用地活用促進費補助」に活用された場合のみ、「まちなか空地活用促進奨励金」が対象となります。	

まちなか空地活用促進奨励金

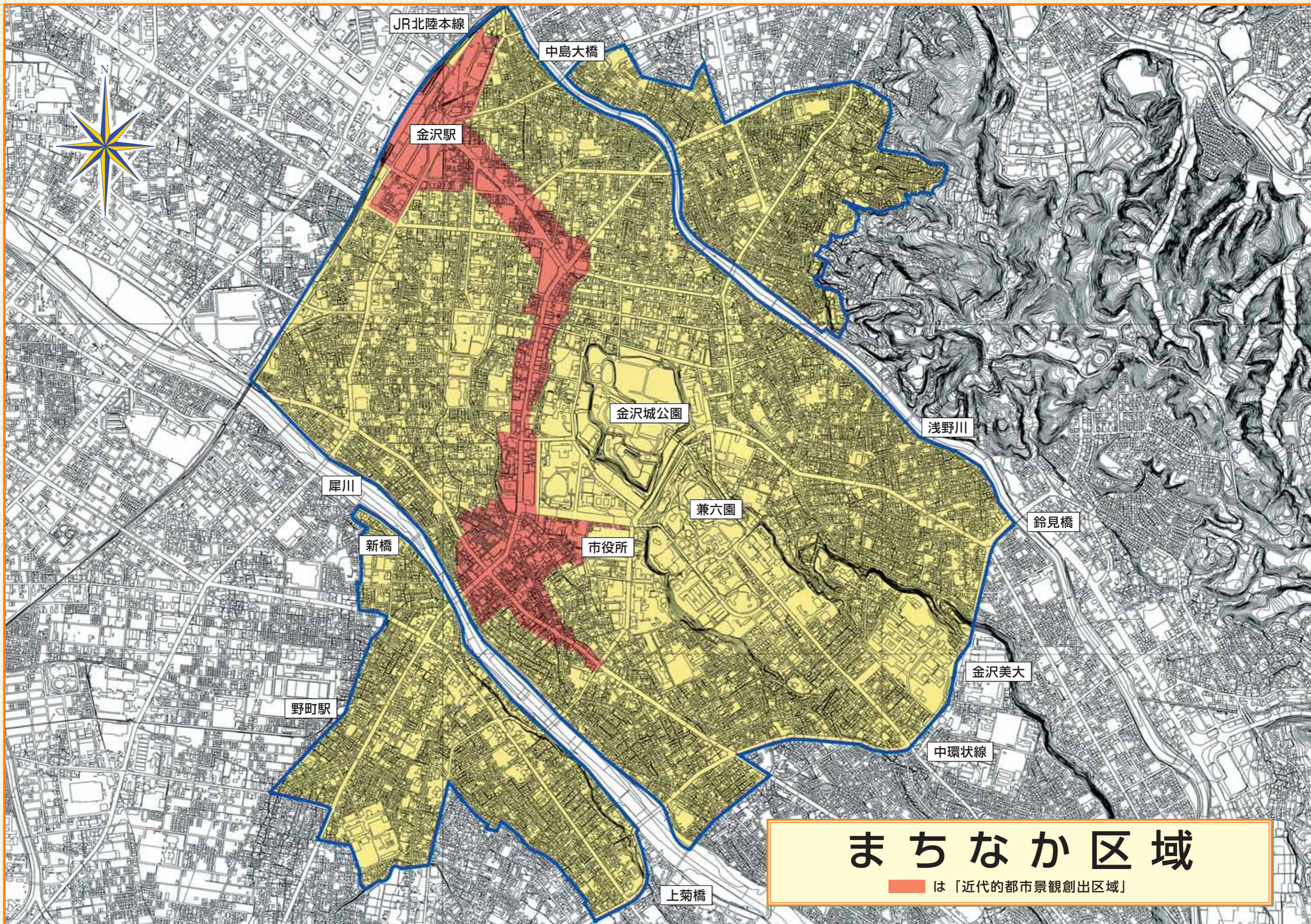
内容	まちなか低未利用地活用促進費補助事業に適用となった空地の売主に譲渡所得金額相当分の3%を助成します。 (限度額30万円)	基準(条件) ①まちなか低未利用地活用促進費補助事業に適用となった空地であること ②金沢まちなか住宅再生バンクに掲載した土地であること
----	---	---

まちなか住宅団地整備費補助

内容	面積が500㎡以上の良質な開発行為に補助します。 (対象区域) まちなか区域 (ただし、近代的都市景観創出区域は除く) (助成内容) ・道路、公園等の整備費……………補助率1/2 ・道路、公園、緑地及び調整池の用地費相当額……………補助率1/2 ・老朽建築物の除却費……………補助率1/2 (公共減歩率が30%以上の場合、各補助率は2/3となります)
----	--

基準(条件)	①都市計画法第29条に基づく開発許可を得ていること ②全区画にまちなか住宅建築奨励金の基準に適合した住宅を建築すること (補助金は全区画に住宅が建築された後に交付します) ③避難上有効な道路が設けられること
--------	---

(注) いずれの制度も、工事着手前にあらかじめ認定申請をし、認定通知を受けてください。



まちなかで住宅を新築・購入・改修する場合

まちなかで住宅を新築・購入・改修する場合

まちなか区域

は「近代都市景観創出区域」

● 郊外で住宅を新築・購入する場合

良好なまちづくりを実践している地区(地区計画等)において、地域の特性にふさわしい優良な住宅を新築し又は購入する若年者に対し、奨励金を交付することにより若い世代の住宅取得を応援します。

いい街金沢住まいづくり奨励金



対象区域において、45歳未満の方で自己が居住する戸建て住宅を、住宅ローンにて新築・購入(返済期間が10年以上の借入金があること)する場合に助成します。

●奨励金制度対象区域(10、11ページ参照)

- ・地区計画区域……………都市計画法
- ・建築協定区域……………建築基準法
- ・まちづくり協定区域……………まちづくり条例
- ・防災まちづくり協定区域……………防災まちづくり条例

※ただし、市街化調整区域・工業地域・商業地域・まちなか区域は除きます。

●奨励金の内容

区分	助成率	限度額	条件	
基本部分	45歳未満	借入金の2.5%	50万円	申請者の年齢が45歳未満(申請年度の4月1日現在)
	多子世帯	借入金の1.0%	20万円	18歳未満の子ども3人以上と同居する世帯(申請年度の4月1日現在)
加算部分	UJ1ターンス世帯(P2参照)	借入金の1.0%	20万円	①金沢市内に勤務し、又は勤務する予定である者 ②金沢市内に移住して3年を経過しない者、又は移住する予定である者 ③金沢市内に移住する前に、市外に3年以上居住していた者

※土地の取得費は除きます。
※共有の場合、限度額は持分に応じて按分した金額となります。

内容

基準(条件)

- ①建築主の年齢が45歳未満であること(認定申請年度の4月1日現在)
- ②地区計画等の計画に適合したものであること
- ③敷地面積が地区計画等で定められた面積以上であること
但し、敷地面積の規定がない場合は150㎡以上とする
- ④住宅部分の床面積が100㎡以上240㎡以下であること
- ⑤住宅の床面積の1/2以上が居住の用に供すること
- ⑥住宅の品質確保の促進等に関する法律による住宅性能評価書の交付、又は長期優良住宅の認定通知書の交付を受けること
- ⑦敷地内の緑被率が30%以上であること※下記参照

緑地基準・緑地面積※

緑地	基準	緑地面積	
樹	高木	樹高3m以上(将来成長して4m以上になる)のもの	25㎡/本
	中木	樹高1m以上3m未満のもの	15㎡/本
木	低木	樹高1m未満のもの	1㎡/本
	生垣	高さ1m以上かつ1m当たりの植栽本数が2本以上のもの	延長1m当たり1㎡

●緑地面積(敷地面積200㎡の場合)

- 高木1本 1本×25㎡=25㎡
- 中木2本 2本×15㎡=30㎡
- 生垣6m 延長6m×1㎡=6㎡
- 計 61㎡

〈計算例〉

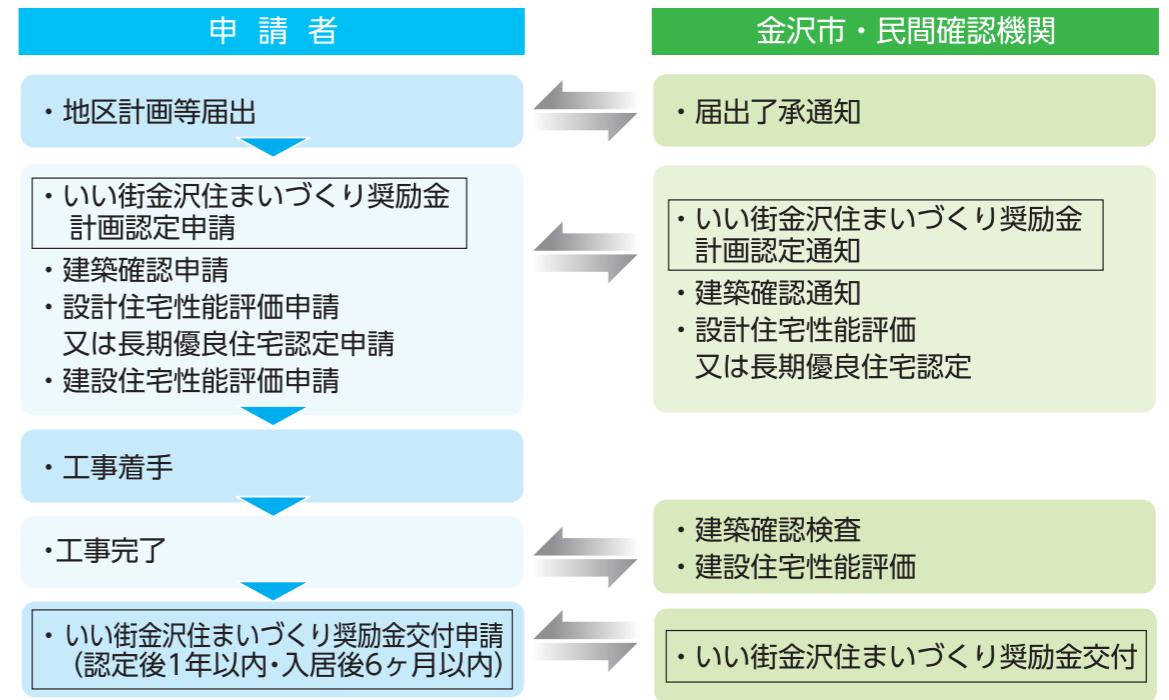
●緑被率

$$\text{緑被率} = \frac{\text{緑地面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$

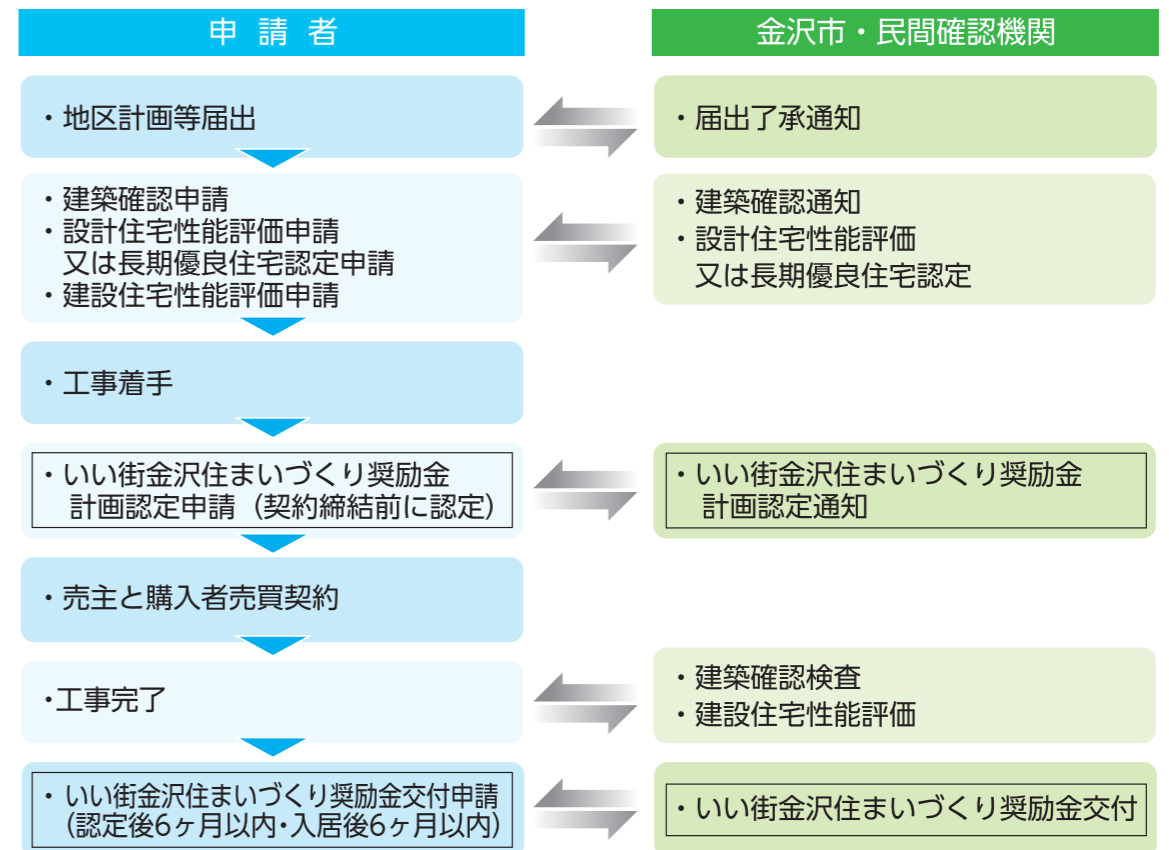
$$= \frac{61}{200} \times 100\%$$

$$= 30.5\%$$

いい街金沢住まいづくり奨励金(新築の場合)手続きについて



いい街金沢住まいづくり奨励金(建売の場合)手続きについて



(注)工事着手前又は売買契約前に奨励金認定申請をし、認定通知を受けてください。

いい街金沢住まいづくり奨励金対象区域

平成23年4月現在

地区計画 (都市計画法に基づき定められた、まちづくりに関するルールです)

No.	地区名	No.	地区名
1	金沢西部地区金沢駅港線	23	大桑第三地区
2	泉野町3丁目地区	24	野田地区
3	若松・鈴見地区	25	三池高柳地区
4	金沢西部西地区	26	中屋地区
5	直江地区	27	三口第二地区
6	瑞樹団地地区	28	ウッドパーク玉鉾地区
7	上安原第一地区	29	アーバンガーデン泉本町地区
8	上荒屋東部地区	30	木曳野地区
9	金沢西部東地区	31	戸板第二地区
10	鞍月地区金沢駅港線	32	笠舞2丁目地区
11	鞍月東地区	33	無量寺第二地区
12	鞍月西地区	34	塚崎南地区
13	太陽が丘西部地区	35	東金沢イースト地区
14	安原中央地区	36	ウッドパーク小立野地区
15	福久町東部地区	37	サンシャイン鳴和地区
16	南森本・塚崎地区	38	太陽が丘東部地区
17	田上第五地区	39	サンシャイン千木地区
18	田上本町地区	40	ウッドパーク上荒屋地区
19	金沢西部第二地区	41	笠舞本町2丁目地区
20	八日市出町地区	42	パークサイド四十万地区
21	横川3丁目地区	43	イータウンかなざわ地区
22	松村第二地区	44	ガーデンシティ小坂地区

建築協定 (建築基準法に基づき定められた、敷地と建築に関するルールです)

No.	地区名
1	松村フレッシュタウン

まちづくり協定 (まちづくり条例に基づき定められた、建築や土地利用に関するルールです)

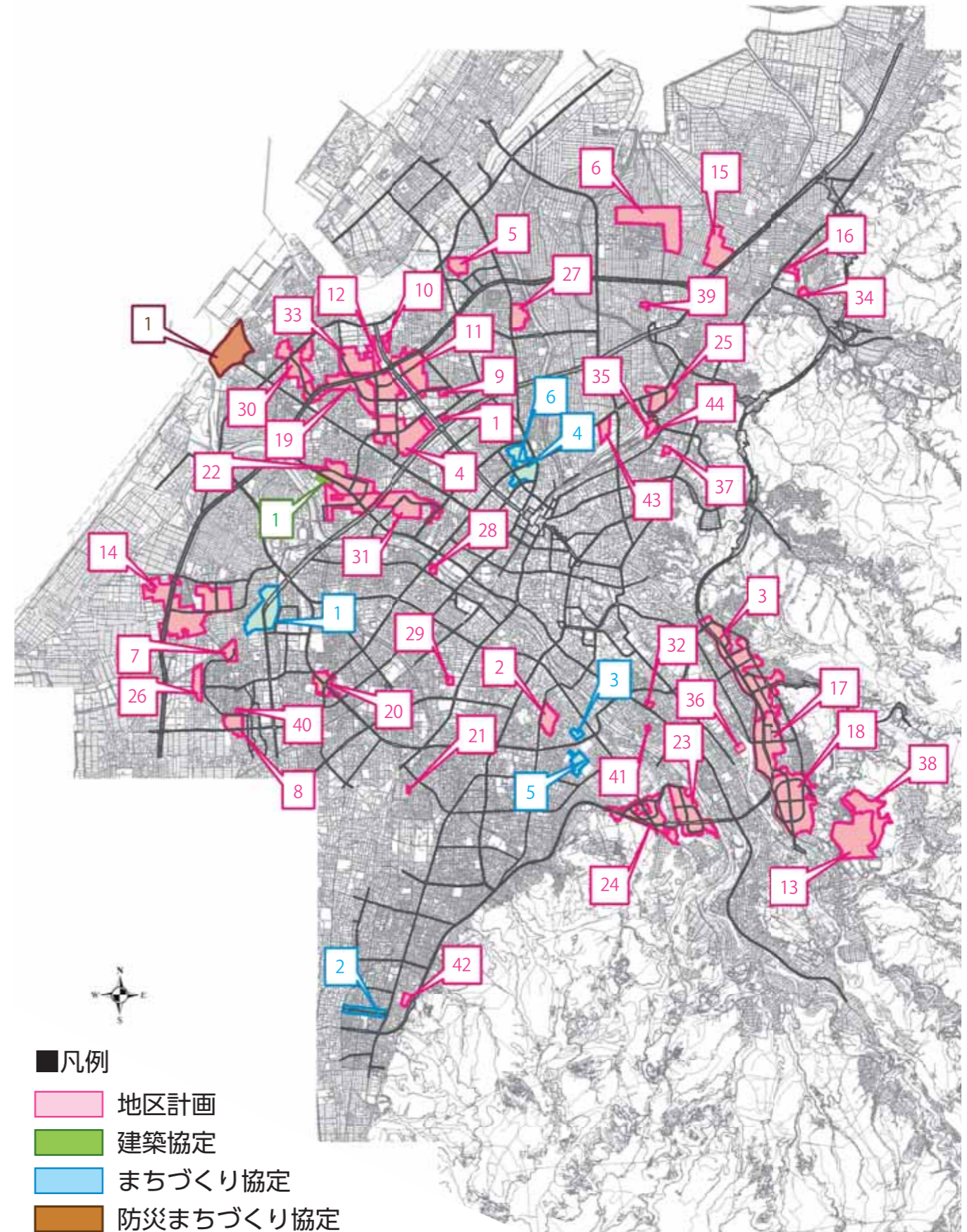
No.	地区名
1	神野町地区
2	四十万地区
3	泉野町1丁目泉工会地区
4	北安江地区
5	緑が丘地区
6	北安江下丁地区

防災まちづくり協定 (防災まちづくり条例に基づき定められた、防災計画に関するルールです)

No.	地区名
1	金石西地区

上記、地区計画等の
担当課

地区計画、まちづくり協定	都市計画課	TEL 076-220-2353
建築協定	建築指導課	TEL 076-220-2326
防災まちづくり協定	市街地再生課	TEL 076-220-2676



- 凡例
- 地区計画
- 建築協定
- まちづくり協定
- 防災まちづくり協定

対象区域は、金沢市まちづくり支援情報システムにて、ご覧になることができます。
<http://www11.info-mapping.com/kanazawa-mss/>

● その他の住宅支援制度

地元産材の活用

[木の家づくり奨励事業]

森林再生課：Tel.220-2217

金沢産材を使用した住宅の新築、増改築、購入に対し奨励金を交付します。

対象地域	●市内全域	基準	●金沢産すぎ柱を50本以上使用する (10.5cm正角以上で長さ3m以上)
補助金額	●金沢産すぎ柱1本当たり2,800円 ●限度額25万円 ●金沢産の木材を加工した内装材及び外装材を10㎡以上使用する場合、上乗せ補助あり ●限度額5万円		

県内の森林から伐採された木材の利用を進めるため、県産材を目に見える形で活用した住宅・建築物に対し補助します。

[いしかわの木が見える家づくり推進事業]

石川県／県央農林総合事務所：Tel.204-2103

対象地区	●石川県内	基準	●県認定の推進事業者が建築した住宅 <県(森林管理課)HPで確認できます。> ●県産木材を5㎡以上使用した住宅 ●床面積が70㎡以上の住宅 ●申込期限は年5回(5、7、9、11、1月末)です。 ●建築完了後、半年以内の住宅が対象です。
補助金額	●新築(増改築含む)住宅1件当たり10万円 ※助成件数に制限あり		

[県産材活用住宅等促進支援事業]

石川県／県央農林総合事務所：Tel.204-2103

対象地区	●石川県内	基準	●県認定の推進事業者が建築した住宅・建築物 ●県産木材を10㎡以上使用した住宅・建築物 ●県産木材が木材使用量全体の50%以上である住宅・建築物 ●床面積が70㎡以上の住宅・建築物 ●申込受付は4月1日からの先着順です ●原則として着工前の住宅・建築物が対象です。
補助金額	●新築(増改築含む)住宅・建築物1件 当たり13~40万円 ※助成件数に制限あり		

耐震化の促進

[既存建築物耐震改修工事費等補助]

建物安全対策室：Tel.220-2327

既存建築物の耐震診断、耐震設計、耐震改修工事の費用に補助します。

対象	●昭和56年5月31日以前に建築(着手)された次のもの 木造で軸組構法の住宅、非木造で住宅または建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項に掲げる用途の建築物			
補助金額	対象者	耐震診断	耐震設計	耐震改修工事
	低所得者世帯 ^{※1}	3/4 限度 12万円	3/4 限度 23万円	3/4 限度 150万円
	上記以外	2/3 限度 10万円	2/3 限度 20万円	2/3 限度 130万円
	市内全域	1/3 限度 100万円	1/6 限度 50万円	7.6/100 限度 4.73万円/㎡ 免震工法 10万円/㎡ (15.2/100 限度 4.73万円/㎡ 免震工法 10万円/㎡) ^{※2}

※1 高齢者、障害のある方 ※2 国の補助制度との併用が認められた場合

[リフォーム融資(耐震改修工事)]

住宅金融支援機構お客様コールセンター：Tel.0570-0860-35

耐震性を高める工事(次のいずれかの工事)を含めたリフォームに融資します。

対象	①「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める計画の認定を受けた耐震改修計画に従って行う耐震改修工事 ②機構が定める耐震性に関する基準に適合するよう行う工事	融資額	●住宅部分の工事費の80%以内 ●限度額1,000万円 詳しくは、www.jhf.go.jpで
-----------	--	------------	---

金澤町家等の保存・活用

[町家再生活活用事業]

町家保全活用室：Tel.220-2311

昭和25年以前に建築された町家の修復に補助します。

対象地区	●伝統環境保存区域、伝統環境調和区域 近代的都市景観創出区域の一部 (対象地区についてはお問い合わせください)	補助金額	●対象工事費の1/2 限度額150万円 ●防災構造補強工事1/2 限度額250万円 ●UJターン世帯への加算 加算額 20万円 (対象工事・UJターン加算についてはお問い合わせください)
-------------	---	-------------	--

[伝統的建造物の耐震診断・設計補助]

歴史建造物整備課：Tel.220-2208

昭和25年以前に伝統構法で建築された建築物の耐震診断・設計に補助します。

対象地区	●伝統環境保存区域、伝統環境調和区域 近代的都市景観創出区域の一部 (対象地区についてはお問い合わせください)	補助金額	●耐震診断3/4 限度額30万円 ●耐震設計2/3 限度額20万円
-------------	---	-------------	--------------------------------------

[こまちなみ保存修景事業]

歴史都市推進室：Tel.220-2311

伝統的外観の修景や修復工事に補助します。

対象地区	●こまちなみ保存区域(9区域) (対象地区についてはお問い合わせください)	補助金額	●対象工事の70% (対象工事、限度額についてはお問い合わせください)
基準	●各区域で定める修景基準		

高齢者等に対する支援

[要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくり助成]

長寿福祉課：Tel.220-2288

要支援・要介護・障害のある方が生活するために行うバリアフリー工事費を補助します。

対象者	●介護保険制度で要支援、要介護と認定された方で市内に居住する方 ●身体障害者手帳1、2級交付者と3級交付者の一部	補助金額	●浴室、トイレ等の整備費 生活保護世帯補助率100% 限度額100万円 非課税世帯補助率90% 限度額70万円 所得税額5万円以下の世帯補助率 70% 限度額50万円
------------	---	-------------	--

※介護保険制度や重度障害制度による住宅改修の助成を受けることができる場合は、その額を上記限度額から控除した額となります。

[介護保険による住宅改修費の支給]

介護保険課：Tel.220-2264

要支援・要介護者が在宅で生活できるよう、住宅の改修費を支給します。

対象者	●介護保険制度で要支援、要介護と認定された方で市内に居住する方	給付額	●改修工事費の9割 ●利用限度額20万円 (保険給付額18万円 自己負担額2万円)
------------	---------------------------------	------------	---

[高齢者向け返済特例制度を利用したバリアフリーリフォーム融資]

住宅金融支援機構お客様コールセンター：Tel.0570-0860-35

高齢者の方が、ご自宅にバリアフリー工事を伴うリフォームを行うときに融資します。

対象者	●満60歳以上の方	返済方法(返済特例)	●毎月の返済は利息のみ ●借入金の元金は死亡時に一括返済 詳しくは、www.jhf.go.jpで
融資額	●リフォーム工事費または1,000万円のいずれか低い額 ※連帯保証人となる(財)高齢者住宅財団が保証する額が上限		

省エネルギー対策

住宅用太陽光発電システム設置費補助
環境政策課：TEL.220-2304

・50,000円（太陽電池出力2kw以上）

木質バイオマスストーブ設置費補助
環境政策課：TEL.220-2304

・木質バイオマスストーブ購入費の1/2
【限度額：50,000円】

住宅用高効率エネルギー設備設置費補助
環境政策課：TEL.220-2304

都市ガス・LPガスを燃料とするもの
・100,000円（燃費電池コージェネレーションシステム）
・40,000円（ガスエンジン給湯器）
・10,000円（潜熱回収型ガス給湯器）

生ごみ処理機器購入費補助
リサイクル推進課：TEL.220-2302

・生ごみ処理機（1個まで）購入費の1/3
【限度額：20,000円】
（ディスポージャーのみのものは除く）

屋上等緑化助成制度
(財)金沢まちづくり財団：TEL.220-2581
緑と花の課：TEL.220-2358

・屋上緑化及び壁面緑化
植栽経費、植栽基盤造成経費等緑化に関する経費の1/2
総限度額50万円、1㎡当たりの限度額5万円（壁面緑化は5千円）
金沢市中心市街地活性化基本計画における中心市街地内の民間建築物を対象

ガス設備資金貸付事業
お客さまサービス課：TEL.220-2379

・他の燃料から都市ガスに転換する工事費、機器の入替資金を無利子で融資【上限：20万円】

その他

危険ブロック塀除却補助
建築指導課：TEL.220-2326

・通学路等に面するブロック塀等の除却
1㎡につき3,500円【限度額：10万円】

既存建築物露出アスベスト分析調査費補助
建築指導課：TEL.220-2326

・分析調査（アスベストの有無及びその含有率の測定）補助率1/3【限度額：3万円】

まちなみの修景に関する補助
景観政策課：TEL.220-2364

・土塀の修復 70%【限度額：200万円】（各々対象区域あり）
・竹垣、土・板塀の設置…70%【限度額：50万円】
・生け垣の整備 70%又は25%【限度額：50万円又は20万円】
・高木の植栽……………70%【限度額：30万円】

がけ地防災工事費等補助
がけ地対策室：
TEL.220-2612

◎こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ地等の防災工事費等に補助

- ・**防災工事**
居室のある建築物に隣接するがけ地……………補助率1/2【限度額600万円】
市管理の公共施設に隣接するがけ地……………補助率3/4【限度額 なし】
- ・**抑制工事**
居室のある建築物に隣接するがけ地……………補助率1/2【限度額240万円】
市管理の公共施設に隣接するがけ地……………補助率3/4【限度額360万円】
- ・**応急防災工事**
居室のある建築物に隣接するがけ地……………補助率1/2【限度額 60万円】
市管理の公共施設に隣接するがけ地……………補助率3/4【限度額 90万円】
- ・**工事設計**
居室のある建築物に隣接するがけ地……………補助率1/2【限度額 75万円】
市管理の公共施設に隣接するがけ地……………補助率3/4【限度額100万円】
- ・**地盤調査**……………補助率3/4【限度額100万円】

かなざわ定住推進ネットワーク

(事務局) 金沢市都市整備局定住促進部 住宅政策課 金沢市広坂1-1-1 TEL 076-220-2136 FAX 076-222-5119

●かなざわ定住推進ネットワークHP <http://www.kanazawa-sumai.net> E-mail info@kanazawa-sumai.net

●金沢市住宅政策課HP <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29101/jyuutaku/index.jsp> E-mail jyuutaku-s@city.kanazawa.lg.jp